

令和 5 年 3 月 9 日

## これまでの議論について医療DXの議論を踏まえた整理

厚生労働省 医政局

特定医薬品開発支援・医療情報担当参事官室

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

# データヘルス改革に関する工程表 (抜粋)

	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	
医療・介護分野での情報利活用の推進	<p><b>医療機関等で患者情報が閲覧できる仕組み</b></p>	<p>患者本人が閲覧できる情報(健診情報やレセプト・処方箋情報、電子カルテ情報、介護情報等)は、本人同意の上で、医療機関・介護事業所等でも閲覧可能とする仕組みを整備(2020年度以降順次～) ※ 災害・救急時には、本人確認のみで情報を閲覧可能な仕組みを整備。</p>	<p>その他情報(自治体検診、予防接種票、学校健診等)についても、2021年度中に国民に負担のかからない具体的な方策や開始時期についてIT室(デジタル庁)と共に調査検討し、結論を得る。</p>	<p>電子処方箋情報(リアルタイムの処方・調剤情報)22年夏～閲覧可 特定健診情報・薬剤情報(レセプトに基づく過去の処方・調剤情報)は2021年10月～閲覧可</p>			
	<p><b>医療機関間における情報共有を可能にするための電子カルテ情報等の標準化</b></p>	<p>すでに情報交換(画像情報・検査情報等)している医療機関など、準備が整っている機関では、下記にかかわらず共有開始</p>	<p>医療機関間で共有(交換)するデータ項目、技術的な基準の検討・決定</p>	<p>異なる電子カルテシステムやPHRとデータ交換可能な技術基準に対応した仕組みの開発</p>	<p>医療機関NWへの組み込み</p>	<p>対応可能な所から順次情報共有(2022年度以降順次～)</p>	<p>システム稼働(2024年度以降順次～)</p>
	<p><b>介護事業所間における介護情報の共有並びに介護・医療間の情報共有を可能にするための標準化</b></p>		<p>介護情報の共有や標準化に係る調査</p>	<p>全国的に介護記録支援システムの情報を含めた介護情報を閲覧可能とするための基盤のあり方についてIT室(デジタル庁)とともに検討し、結論を得る</p>	<p>PHR等と共有する情報(画像情報等)の検討</p>	<p>システム要件の整理、システム改修等</p>	<p>左記を踏まえたシステムの課題整理・開発</p>
	<p><b>自立支援・重度化防止等につながる科学的介護の推進</b></p>	<p>CHASEフィードバック機能の開発</p>	<p>事業所・利用者単位のフィードバックや解析による科学的介護の推進(2021年度～)</p>	<p>CHASE等による自立支援等の効果を検証</p>	<p>全国的に介護記録支援システムの情報を含めた介護情報を閲覧可能とするための基盤のあり方についてIT室(デジタル庁)とともに検討し、結論を得る</p>	<p>左記を踏まえたシステムの課題解決・システム開発</p>	<p>次期システムの運用開始によるデータに基づく更なる科学的介護の実現(2024年度～)</p>
		<p>※ 2021年度から、CHASE・VISITを一体的に運用するにあたって、科学的介護の理解と浸透を図る観点から、以下の統一した名称を用いる。 科学的介護情報システム(Long-term care Information system For Evidence; LIFE ライフ)</p>					

## 今年度に整理する内容

### データヘルス改革工程表に記載のあるR4年度中に整理する内容

- 全国的に電子カルテ情報を閲覧可能とするための基盤（電子カルテ情報交換サービス（仮称））のあり方
- 基盤の運用主体・費用・オンライン資格確認等システムや政府共通基盤との関係
- 医療情報の保護と利活用に関する法制度のありかた
- 閲覧する基盤の運用開始時期

第8回データヘルス改革推進本部資料（令和3年6月4日）

### 基盤WGで検討する事（経緯等）

- データヘルス改革工程表に従って、医療情報ネットワークの基盤の在り方（主体、費用、オンライン資格確認等システムや政府共通基盤との関係、運用開始時期等）及び技術的な要件について、令和4年度までに調査検討し結論を得る

第7回健康・医療・介護情報利活用検討会及び第7回医療等情報利活用WG（令和3年7月29日）  
第1回 健康・医療・介護情報利活用検討会医療情報ネットワークの基盤に関するWG（令和3年11月5日）

全国的に電子カルテ情報を閲覧可能とするための基盤（電子カルテ情報交換サービス（仮称））のあり方の技術的な要件の詳細等に関して、ヒアリングを中心に案を整理

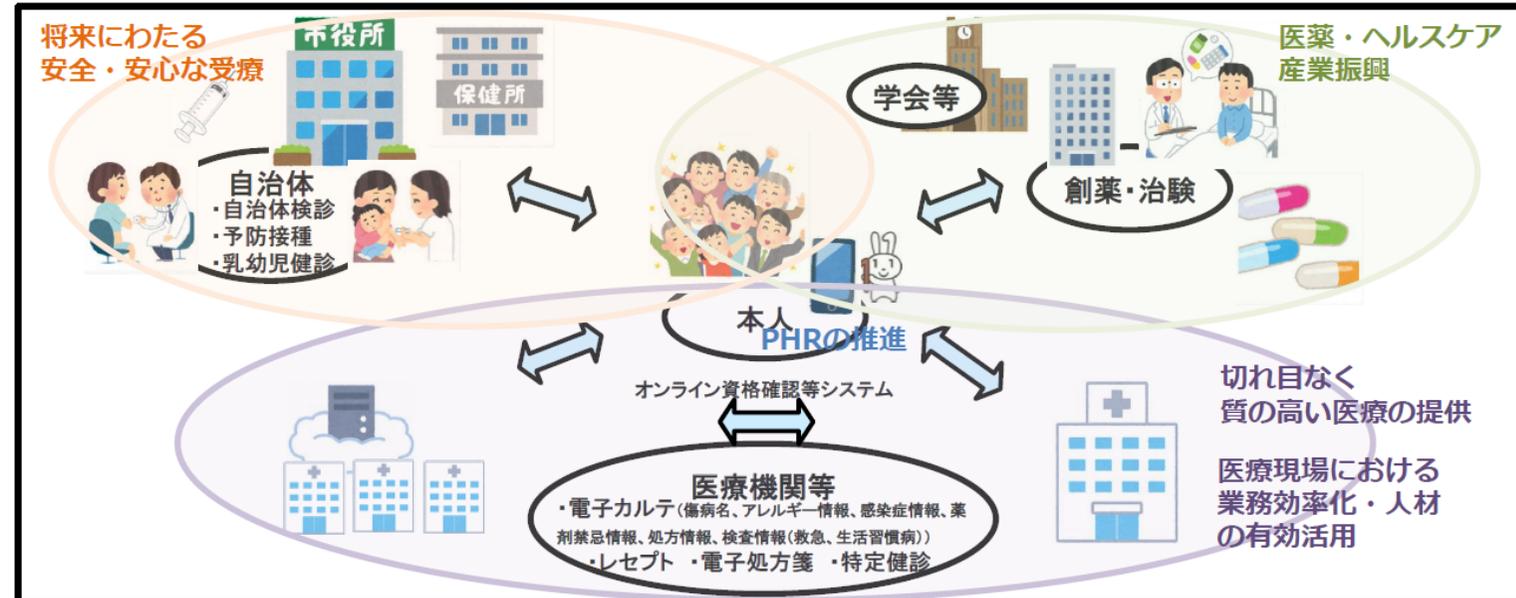
# 医療DXの推進に向けて幅広い視点から複合的な検討が必要

医療DXの推進にあたっては、「PHRの推進」や「切れ目のない質の高い医療の提供の推進」等、幅広い視点から複合的に検討していく必要がある。

## 医療DXにより実現される社会

第1回医療DX推進本部（第1回）  
(令和4年10月12日) 資料4 一部改変

- 誕生から現在までの生涯にわたる保健医療データが自分自身で一元的に把握可能となることにより、個人の健康増進に寄与
  - 自分で記憶していない検査結果情報、アレルギー情報等が可視化され、将来も安全・安心な受療が可能【PHRのさらなる推進】
- 本人同意の下で、全国の医療機関等が必要な診療情報を共有することにより、切れ目なく質の高い医療の受療が可能【オンライン資格確認等システムの拡充、電子カルテ情報の標準化等、レセプト情報の活用】
  - 災害や次の感染症危機を含め、全国いつどの医療機関等にかかっても、必要な医療情報が共有
- デジタル化による医療現場における業務の効率化、人材の有効活用【診療報酬改定に関するDXの取組の推進等】
  - 次の感染症危機において、必要な情報を迅速かつ確実に取得できるとともに、医療現場における情報入力等の負担を軽減し、診療報酬改定に関する作業の効率化により、医療従事者のみならず、医療情報システムに関与する人材の有効活用、費用の低減を実現することで、医療保険制度全体の運営コストを削減できる
- 保健医療データの二次利用による創薬、治験等の医薬産業やヘルスケア産業の振興【医療情報の利活用の環境整備】
  - 産業振興により、結果として国民の健康寿命の延伸に資する



# 医療DXに関する施策の現状と課題② (電子カルテ情報の標準化等)

## 現状

- 電子カルテについては、**ベンダーごとに異なる情報の出入力方式が採用**されており、**異なるベンダーの電子カルテを導入している医療機関の間では、情報の共有が困難**。
- これまで、データヘルス改革において、電子カルテ情報の標準化を進めるべく取り組んできており、令和4年3月に、医療現場における有用性等の観点を踏まえ、まずは3文書6情報(※)について、情報の共有にあたっての標準規格を決定(厚生労働省標準規格)。

(※) 3文書：①診療情報提供書、②退院時サマリー、③健診結果報告書

6情報：①傷病名、②アレルギー情報、③感染症情報、④薬剤禁忌情報、⑤検査情報(救急、生活習慣病)、⑥処方情報

## 課題

- 標準化されている情報の種類が限定的
- 電子カルテシステムを導入している医療機関が限定的

## 今般の医療DXの推進により実現すること

- 共有できる情報の範囲を広げるため、**標準規格を定める情報の範囲を拡大**  
(令和4年度は、透析情報及び一部の感染症発生届について標準規格を定める予定)
- **医療機関にて作成される文書のうち行政手続に使用されるものを標準化・デジタル化し、行政手続のワンストップ化の促進を検討**
- 小規模な医療機関向けに、**標準規格に準拠したクラウドベースの電子カルテ(標準型電子カルテ)の開発を検討**

- 全国医療情報プラットフォームの拡大に寄与

# これまでの医療情報ネットワークの基盤に関するWGで出した整理の方向性

	議題	整理の方向性
第5回基盤WG	<p>文書情報（3文書）及び電子カルテ情報（6情報）の閲覧対象について</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>健診結果情報は、HL7-FHIRの標準化を待たずして自治体間やマイナポータルとの情報連携が開始されているため、まずは他の2文書（診療情報提供書、退院時サマリー）に関して議論を進める。</li> <li>傷病名については患者本人への告知を前提として閲覧できることとし、感染症情報については患者本人の同意取得を前提として閲覧できる仕組みを検討する。その他電子カルテ情報については本人同意の下で全国の医療機関等で閲覧可能とする。</li> </ul>
	<p>電子カルテ情報の提供の仕方（PUSH型/PULL型）について</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>診療情報提供書は、電子カルテ情報交換サービス（仮称）に蓄積することを検討する（まずはPUSH型で運用し、費用・スケジュールの観点から、文書情報への画像等の添付情報をキー画像等に限定）。</li> <li>6情報について、半年程度の情報は救急やマイナポータルでの活用につなげるためPUSH型とし、セキュリティや費用対効果等の観点から、過去の情報の取得が必要な場合等の将来的に拡張を検討している情報等は該当医療機関からPULL型として直接取得することを検討する。</li> <li>PUSH型/PULL型の対象となる電子カルテ情報、保存期間等に関しては、活用目的や運用方法の議論とセットで行う。</li> </ul>
第6回基盤WG	<p>情報の保存や利用に関する同意取得の仕組みについて</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>国民が自身の意思で閲覧・利用されうる情報を管理できることを担保した上で、国民への周知（仕組みの理解）とセットでなるべく現場の負担を軽減する方向で整理を進める。</li> </ul>
	<p>コードの整理に関する整理の方向性について</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>電子カルテ情報（6情報）のデータコードについては、厚生労働省標準規格として採用されているコードを利用する。</li> <li>医療従事者間の情報共有や患者の理解が円滑に進むよう、現場の負担等を踏まえ、まずは救急・生活習慣病に関するコード等に絞った上で、将来的に確実にその他の必要なコード等を含め実装できるよう今後の維持管理体制についても整理する。</li> </ul>

# 運用全体像を踏まえた各重要論点との関連性

